九　旧高等学校令に基づく旧高等学校規程（昭和十八年文部省令第二十七号）に基づき、文部大臣において高等学校高等科の入学に関し中学校第四学年を修了した者と同等以上の学力がある者と指定した者
十　青年学校本科の第二学年を修了した者
十一　旧青年学校令施行規則（昭和十四年文部省令第二十四号）第三十二条第一号の規定により文部大臣の指定した課程を修了した者

第五条　高等学校（学校教育法等の一部を改正する法律第一条による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。以下この項において同じ。）において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する科目を修得した者（平成十五年四月一日前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

［略］	［略］
世界史、世界史A、世界史B、日本史、日本史A又は日本史B	歴史
人文地理、地理A、地理B又は地理	地理
一般社会、時事問題、社会若しくは現代社会のいずれか一科目又は倫理・社会若しくは倫理及び政治・経済の二科目	公共
［略］	［略］

2～4　［略］

九　旧高等学校令に基づく旧高等学校規程（昭和十八年文部省令第二十七号）に基づき、文部大臣において高等学校高等科の入学に関し中学校第四学年を修了した者と同等以上の学力がある者と指定した者
十　青年学校本科の第二学年を修了した者
十一　旧青年学校令施行規則（昭和十四年文部省令第二十四号）第三十二条第一号の規定により文部大臣の指定した課程を修了した者

備考　この表に掲げる試験科目のうち次に掲げるものを選択する場合には、それぞれいずれか一科目に限るものとする。
イ　世界史A又は世界史B
ロ　日本史A、日本史B、地理A又は地理B

第五条　高等学校（学校教育法等の一部を改正する法律第一条による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。以下この項において同じ。）において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する科目を修得した者（平成十五年四月一日前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

［同上］	［同上］
世界史A（平成六年四月一日以後に高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。以下同じ。）に係る教育課程に係るものに限る。）又は世界史B	世界史A
日本史A	日本史A
日本史又は日本史B	日本史B
地理A（平成六年四月一日以後に高等学校に入学した生徒に係る教育課程に係るものに限る。）	地理A
人文地理、地理A（前項に掲げるものを除く。）、地理B又は地理	地理B
一般社会、時事問題、社会又は現代社会	現代社会
倫理、社会又は倫理	倫理
政治・経済	政治・経済
［同上］	［同上］

2～4　［同上］